

新税審査特別委員会会議録

令和7年3月28日

午後 1時30分開会

○委員長（八木幹男議員） 皆さんこんにちは。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。外が少しずつ春の兆しが見え隠れする気候となっております。農家の方々には大変忙しい時期での委員会開催となり、恐縮しているところであります。委員会の開催は、閉会中の継続審議となっておりますので、期間を有効に使い、活発な議論を展開していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） ご苦勞さまでございます。今回、新税審査特別委員会初めての会合であります。今日まで下準備はいろいろ委員長のほうでしていただきました。ありがとうございました。

この新税につきましては、いろいろ論議のあるところではありますが、一昨年、承認されました、いわゆる自治基本条例に従って、きちっと町の声も聞く。町民の皆さんの声も聞く。関係者の声も聞くというような、そういう本流のもとで今回行われるわけであります。そういった意味で、いろいろ情報交換をしながら、正しい方向に向いていけばと思っております。

あとまたご案内いたしますが、公聴会ということは前段出てまいりますので、美瑛町の議会史上、この公聴会という言葉は恐らく初めてではないかと思っておりますが、いずれにしてもこれも自治基本条例に従って、公開という形の中で対応していこうというようなことでもあります。よろしくお願いをしたいと思っております。

近隣で、新聞情報でありますけど、旭川市がもう宿泊税については可決されました。隣町の富良野市についても、条例が可決されました。たまたま渋谷議長、私よく知っておりますので、渋谷議長は、いろいろ心配したけど、大きな混乱もなく、富良野の場合は決まりましたというような報告も受けておりますので、美瑛町の場合も、いろいろ論議を深め深めながら、正しい方向にきちっと向かっていくというようなことをお願いしながら、開会のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（八木幹男議員） ありがとうございます。ただいまから、美瑛町新税審査特別委員会を開催いたします。

令和7年第2回定例会にて、本特別委員会に付託された案件は、議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定について及び議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についてであります。本日は、条例の提案に至るまでの経緯等について、商工観光交流課及び税務課の担当者から説明を受けたいと思っております。

それでは、美瑛町議会新税審査特別委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は12名であります。

審査の前段として、本委員会の位置づけについてお話ししておきたいと思います。従来から条例審査は条文審査を中心に、議論は交わされてきたような記憶をしております。議会は議論をする会であり、合議制の機関であります。美瑛町自治基本条例第7章、議会の条文に示されている議員間の自由な討議、町民の意見を丁寧に聞くための公聴会を開催し、町民に開かれた委員会を目指したいと考えております。また、本特別委員会は、美瑛町議会会議規則第75条で認められた閉会中の継続審議といたします。さらに公聴会は、美瑛町議会委員会条例に基づくものであり、議長の承認を受け、4月号の広報に公示して開催するものであります。長丁場になりますが、活発、慎重なご審議をよろしく願いをいたします。

まず、審査に入る前に、本特別委員会の審査方針について説明をしておきたいと思います。審査方針は、美瑛町議会委員会条例第8条、委員長の議事整理及び秩序保持権に基づくものであり、配付資料のとおりであります。なお、本日の委員会においては、次の点に留意頂き、発言をお願いいたします。発言の要求は挙手によって行い、委員長の許可を得た後、起立して質疑を行ってください。質疑の方法は一問一答とします。発言の回数については制限がありません。なお、委員会にも会議規則第54条の規定が適用されますので、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えないようお願いいたします。さらに、審査に当たりまして、初めに、説明員から、条例の提案に至るまでの経過等についての説明を受け、説明が終わりましたら、質疑を行いたいと思います。

以上、異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。それでは、この方法で会議を進めてまいります。

暫時休憩いたします。

休憩宣言(午後1時36分)

(税務課・商工観光交流課説明員 入室)

再開宣言(午後1時37分)

○委員長(八木幹男議員) 委員会を再開します。

説明員の皆さま、ご苦労さまです。ただいまから、美瑛町新税審査特別委員会を開催します。

本委員会に付託された議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定についての件及び議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を議題とします。条例提案までの経過等について説明を求めます。

(「はい」の声)

補佐。

○商工観光交流課長補佐 よろしくお願ひいたします。それでは宿泊税駐車場利用税の検討経過につきましましては、商工観光交流課のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。それでは資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

宿泊税駐車場利用税の検討経過について。こちらにつきましては、令和元年から協議をしております。令和元年度につきましては、プロジェクトチームを設置しまして、全6回の会議を行っております。その中で、観光基本条例、また宿泊税について議論をしてきております。

令和2年の3月11日に第6回のプロジェクトチームの会議を行った後は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして議論が中断しておりました。その後、令和3年には、観光マスタープランの中間評価の関係で、北大の協力を得ながらヒアリングを行い、また町民意識調査を行ってきております。令和4年の2月15日、25日、それぞれ当町と総務省に、道内の宿泊税の導入状況などについて事前協議を行ってきております。

令和4年度につきましては、丘のまちびえい観光ルール策定委員会を設置しまして、こちらが全8回の委員会を行っております。この中で観光振興条例、また観光目的税についての議論を行ってきておまして、令和4年度については、8月3日には倶知安町で行われた宿泊税の研究会に4名参加しております。また11月1日には、倶知安町の先進地視察研修として、策定委員の皆様11名参加をしております。9月13日には議員協議会で持続的な観光目的地実現条例（仮称）の制定について、ご説明させていただきまして、12月15日持続可能な観光目的地実現条例を議会提案させていただき、令和5年の2月27日に、持続可能な観光目的地実現条例の議決を頂き、令和5年4月1日から、こちらの持続可能な観光目的地実現条例が施行されております。

令和5年度につきましては、観光目的税検討委員会を設置しております。3回の議論を行ってきております。令和5年の12月15日には、議員協議会におきまして、観光目的税導入の検討につきまして説明をさせていただいております。また、令和5年の12月26日、令和6年の1月18日には、観光目的税仮称の導入の検討について、道庁と総務省に事前協議を行ってきております。令和6年度につきましては、失礼しました。令和5年度の令和6年3月8日には、観光目的税宿泊税等に係る懇談会としまして、宿泊事業者の皆様にご案内をし、27名の参加を頂いております。令和6年の4月4日には、その前の3月8日の日にですね、この懇談会の中で、1日だけでは来れない事業者の方もいるので、再度開催をしてほしいというご意見を頂きまして、再度令和6年4月4日に再度、観光目的税に係る懇談会を実施しております。16名の参加を頂いております。

令和6年度につきましては、美瑛町観光振興の財源検討委員会を設置しまして、4回の議論を重ねまして観光振興財源の検討を行ってまいりました。9月13日には議員協議会におきまして観光振興財源の検討について、ということで説明をさせていただいております。また10

月16日には、講演会を開催しまして、自治体財政の苦境と有名観光地における税財政のアンバランスという題名でこちらをテーマにしまして、神奈川大学の青木先生の講演会を開催しております。10月21日に観光振興の財源検討委員会から、その財源の提言書、町が受領しまして、この提言書に関して11月1日から11月29日まで町民コメントを実施しております。こちらについては9件の回答を頂いております。11月7日には宿泊税及び持続可能な観光税（駐車場利用税）の導入に係る懇談会を実施しまして、提言書に対する質問や意見などを聞き取りをしております。こちらは参加者31名参加しております。11月22日の議員協議会におきまして、この観光振興の財源検討委員会に係る提言についての説明をさせていただいております。

以降については税務課のほうから説明させていただきます。

○**住民税係長** 税務課です。よろしく申し上げます。説明させていただきます。座って説明させていただきます。

これまでの、ここまでの議論の検討を含めまして、税務課としてはですね、条例案、また条例とした場合どうなるかということを考え、それを踏まえまして、12月13日、議員協議会で、宿泊駐車場利用での導入についての説明を行いました。また、12月26日には、条例案を作成し、町民コメントを実施し、1月27日までで37件の回答を頂いております。年明けまして令和7年1月14日には、産業経済常任委員会合同所管事務調査において、条例案と新制度導入後の場合の事務量を説明させていただきました。1月16日につきましては、まちづくり委員会にてパブリックコメントで公開している条例案について説明を委員の皆さまに行い、議会提案までの流れについて、説明を行いました。1月22日につきましては、宿泊事業者意見交換会として、宿泊事業者の皆さまへ、条例案について説明を行い、参加者20名の方に来ていただきました。1月24日議員協議会では、条例案の説明とまちづくり委員会やパブリックコメント、意見交換会の結果について報告をさせていただいております。2月4日まちづくり委員会のおきにはですね、パブリックコメントの結果の報告と、1月の前回の委員会でお出された意見について回答を行い、委員の皆さまにご説明をさせていただきました。そして、2月26日、条例提案という風な形の流れとなっております。以上となります。

○**委員長（八木幹男議員）** 今までの経過説明を頂きましたが、それでは皆さまから質疑を許します。まず挙手頂き、起立をして、簡明に発言をお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○**委員（青田知史議員）** 6番、青田です。令和元年、よろしいですか。令和元年の9月、一般質問でですね、9月18日だったと思いますけど、初めて宿泊税についての一般質問を私させ

ていただいたんですけれども、その以降のですね展開の中で、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、議論中断となっておりますけど、これは庁舎内の一切の宿泊税についての議論はしなかったというか、その辺り、ペンディングになってたのか、方向性が見えないから議論しなかったその辺り、議論中段のですね、概況について伺いたい。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 令和2年につきましては、令和元年度でですね、プロジェクトチームをつくって今後の方向性を決めてきたというところだったんですけれども、コロナが発生してですね、一気に観光客の方、飲食店も一気にお客さんいなくなったということで今後、結果的には今ですね、これだけのものになってますが、当時の令和2年度には全くこういう予測が、これが何年続くかとかですね、今後どうなっていくかって分からない中で、正直商工観光交流課、私の前任になるんですけれども、この観光振興税という、宿泊、当時宿泊税という議論だったんですけれども、それよりも、飲食店をどう救済するかとか事業者をどう、の収入を守るかという方向に業務が集中しておりましたので、正直、令和2年についてはもう全くやってないと言ってもいいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。当時ですね、私の一般質問、町長は拙速にならないようにというようなことですね、答弁頂いたという記憶してるんですけれども、その今回の宿泊税導入に当たるプロセスの中で、担当課としてはですね、町長の答弁どおり拙速にならないようにきちんと庁舎内でプロセスを踏んで、やってきているのか、その辺り認識について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 正直、令和元年については、方向性を定めようといった動きだけでありまして、今、答弁させていただきましたけども令和2年については、ほぼ全くといってほど議論がされていなかった状態からですね、令和3年に観光マスタープランの中間評価をやっていく中で、財源の部分についても、北大と協議の中で触れていったというところから、実際令和4年ぐらいからだんだん観光客が戻り始めてというところからですね、令和4年から実際には議論が始まってですね、先ほど説明させていただきましたけども、令和4年度に観光持続可能な観光目的地実現条例を、ここで1年間議論していくわけなんですけども、実際この中身もですね、当初はこの条例等宿泊税の中身を同時に議論していくということでは、最初はこの委員会始まったんですけれども、やはり実際やってみるとですね、そもそも宿泊税を導入しようとする

美瑛町としての根拠は何なのかというところを明確にしなきゃいけないというところからですね、この持続可能な目的地実現条例をまずつくってですね、理念を入れて理念条例としてどういう方向にこの観光が目指すべきなのかというものをしっかり定めてですね、皆さんの議決頂きましたので、ご存じだと思いますけども、それぞれ事業者、町民、それから役場というところで、観光事業者それぞれの役割を明確にした上でですね、最終的には財源の確保に努めるといった、ちょっとすいません。条文はつきり今お答えしてませんが、条文の中にそういう条文を入れてですね、根拠となる条例を、宿泊税の宿泊税だけじゃないんですけども、観光振興財源を確保するという部分の根拠をこの条例の中で謳ったということになります。令和5年にですね、実は北海道の宿泊税が始まるということになってですね、私もそのオブザーバー的な参加を求められて、北海道のほうで会議に参加するということになるんですけども、実は令和5年にこの条例をもとにしてですね、観光協会のDMOの戦略会議の中で、宿泊税について議論すべきだということで私一度提案したことがあります。ただDMOの戦略会議の中で言われたのは、税制をつくるのはあくまでも役場だと。観光協会DMOの戦略会議の中で議論すべきじゃないという結論に至りまして、私これ4月だったんですけども、その結論を受けてですね、役場の中で、この目的税検討委員会をつくってですね、役場の中で担当課とともに、北海道の動きを見ながら1年間検討してきたという動きを、この令和5年にあったということです。その中で総務省の事前協議を行い、道庁の事前協議を行ってきたというところでありまして、これを踏まえてですね、令和6年にそのたたき台になった観光目的で検討委員会をつくったたたき台をもとに、ここの先ほど説明しましたが、3月8日と4月の8日に観光目的税の懇談会を開いたということになっています。この懇談会のさらにご意見を頂いたものをですね、基にして今度は観光を目的税、じゃなかった。観光振興の財源検討委員会をつくってですね、今度はこの検討委員会の中で提言を求めるという動きに、今度はつながっていくということで、今度は役場が入るわけではなくて、観光事業者の皆さんにこの提言書を検討委員会の中でつくっていただいて、その提言を受けてですね、今回、提言を受けたものに対しての今度は懇談会とそれから町民コメントと実施してきたという。この実質いうとですね、条例から考えると、4年、5年、6年と3年間にわたってこの条例をずっと検討してきたということでありますので、すいません説明長くて。拙速だと言われればそうなのかもしれませんし、我々としてはですね、自治基本条例に基づいて、ありとあらゆる形で事業者の皆さんの声を聞いて、町民の皆さん、それから町外者の皆さんの声を聞いたものをまとめて、今の条例、税条例をつくったという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 詳細な答弁頂きました。私の印象なんですけれども、令和元年に初め

て宿泊税の一般質問があって、そのあとですね、いろいろそのときには醸成されつつあったとかと思います。コロナ前まではいろいろこうその宿泊で、どうするんだっていうことで庁舎内の調整されていたと。議論はいろいろ進めたかと思いますが。それで我々議会としてもですね、11月に倶知安町だとか、そういう宿泊税関係のところ、税務課と商工観光交流課と所管事務調査ということでですね、行きまして、いろいろこう勉強してきたということもあるんですけども、今、担当課長ご説明あったように、令和5年ですね、この条例、持続可能な観光目的地実現条例の中で初めてその財源をどうするんだと。観光の財源をどうするかというところが、ここがですね、本当、芯になる議論のスタートなのかなって。実質年数でいくと、令和元年からですけど、結局5年のここがですね、しっかりと位置づけとしてはですね、一応重要だったかなと思います。それで、拙速になってないってそういうことはあるけど、町民ですね、議会として果たしてどのような受け止めなってるかということを知りたいと思います。私は拙速になってるとは思っていない。令和元年からスタートした議論で、十分これ自治基本条例に基づきやってるかと。ただ、町民の受け止め方としてはどのような印象を持ってるのか、その反応等があれば、税務課でも結構でしょうか。答弁を求めたいと。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 係長。

○住民税係長 町民の今の状況の意見の条例案に対する意見、ご理解という点についてですね、なんですが、パブリックコメント、条例案に対して行いました。パブリックコメントでした。ですから、賛成反対をとるアンケートではございませんので、37件の意見が、賛成何件、反対何件というものではないので、ちょっとそういう数字での報告ではないんですが、パブリックコメント頂いた中で、宿泊事業者さんに対して、事務が増えるですとか、導入の支援などが必要ではないかという提案懸案があることはパブリックコメントでも確認できましたが、条例、新税の条例のそのものを反対するというよりも、どう条例案そのものについては賛成をして、観光客が多い混雑状況の改善や町民の方、一般町民にとって利益がない状況をどうにかしてほしいという意見自体は多かったように考えておりますので、諸手で皆さん賛成という意見ではなかったというのはもちろん理解はしてるんですが、パブリックコメントをした最後に、状況としては、導入してほしいという意見のほうが多かったという風に感じておるところでございます。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほか質疑ございませんか。

(「はい」の声)

7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 7番、白石です。よろしくお願ひいたします。ちょっと基本的なことをお伺ひしたいんですが、小さな宿主さんたちをちょっと会うことがあるんですけども、町民

という言葉なんですけども、我々も町民だよって言われるんですけども、役場的にはどうそこは捉えてらっしゃいますか。町民の意見というのは、宿やさんたちの意見も含むということによろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 宿泊業者さんの皆さんの町民という我々の受け止めという部分について、もちろん町民という風にももちろん理解してますし、私も町民ですし、皆さんも町民だと思いますけども、当然その町民の中には観光事業者の方がおられれば、農業者の方もおられて、いろいろな方がおられると思います。

私たちとしては、この今の経過のご説明しましたけれども、懇談会を開いた際にもですね、3月と4月の懇談会、ごめんなさい令和6年の3月と4月の懇談会については、観光事業者というくくりで、皆さんをご案内しました。11月の懇談会については観光事業者よりもまださらに広く、観光協会の会員と商工会の事業者、それから、どちらにも属していない事業者。宿泊事業者も含めた、宿泊事業者ですね。簡易宿泊とかそういうところで登録されてるもの全ての方を呼んで、ご意見を伺ったということで、私たちとしては、町民というのは広く事業者も、農業者も、皆さん集めたというような感覚で集めたとか皆さんの意見をお伺いしたという感覚です。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 白石です。ありがとうございます。ということは、町民の声を聞くということは、事業者を含む全ての町民の声を聞くということによろしいですよ。そして、それに丁寧に答えられたかどうかの認識を伺いたいんですが。答えたかどうかですね。お願いします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 答えたというのは、どこをもって答えたのかというのはちょっとあれですけども、今お伺いしているところでいうと令和6年3月と4月の懇談会とそれから11月の懇談会、我々、商工サイドとすれば、その懇談会なのかなと思いますけれども、あくまでも、これ議会でも何度か説明させていただきましたけども、3月と4月については、先ほど説明した5月に庁舎内の中で、ある程度北海道の動きを見ながら美瑛町の宿泊税としてはこうするのがどうだろうという一番もちろん導入することありきではない、一段階目として、示したものを3月の8日と3月と4月にご説明させていただいて、そのときに、事業者から多くの意見を頂きました。頂いた意見の中には当然宿泊税だけやるのはおかしいと。日帰り客からもどうと

るのかとかですね、それこそ、宿泊事業者さんの事務的な手間だとか、そういうものもちろん意見を頂いて全てそれを検討委員会の中で、検討してもらったということになります。で、それはあくまでも我々が見つけた、一段階目の事業案に対して意見を頂いてますので、それを答えられるものについては私は答えたと思います。ただ、制度設計が完全にされていないものに対して、これどうなるんだと言われても、今後検討します。これどうなるんだと言われても、まだ決まってませんという答えしかできないと。その後提言書を受けてですね、提言の中身について今度は11月にご説明したと。ただその提言の中身なので、役場としてこうしますっていうさらに前の段階でなくて、どうするんだこうするんだと言われても、皆さんの意見を頂きながら条例としてつくっていきますとしか答えようがないので、商工部門としてはですね、この条例をつくるために皆さんのご意見を伺った。答えられるものについては答えました。答えられないものについては、今後、制度設計をしていく中でお答えしますと、ということなので我々商工としては答えられるものは、答えられる限り答えたと思いますし、という風に考えてます。はい。商工は以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 係長。

○住民税係長 税サイドとしてはですね、パブリックコメントと、あとは、宿泊事業者の意見交換会が二つが直接的な意見を聞く場だったかなと思います。宿泊事業者さんに対する意見交換会につきましては、持ち帰らずその場で全て、まあ今後検討しますという部分はあったんですけども、事務手数料ですが、パーセント分でありましたが、それについてはその場で説明をさせていただいて、可能な限り説明をさせていただければなと思ってます。またパブリックコメントについてもですね、まちづくり委員会でご指摘があったことなんですが、過去のパブリックコメントが複数似たような案件があると、まとめて一つの回答にしていることがあるので、ぜひこの宿泊税のパブリックコメントについては、どんなに多様な意見でも1件1件について回答してほしいという風なご意見がありましたので、37件の回答について全て回答させていただきまして、一人一人の意見について、丁寧に対応してきたと考えております。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありましたらお受けしたいと思います。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○委員(興梠勝也議員) 4番、興梠です。ちょっと聞きたいんですけども、やっぱり観光客で、コストがかかるから、財源確保のために税が必要という風な説明が随分あったんですけども、これ、何とか足りなくなる、じゃどうするっていうところの部分の税以外の方法というのは何か検討されているのでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 補佐。

○商工観光交流課長補佐 一応観光客の方がたくさん来られることで、いろんなインフラ整備や、保守管理も含めた様々な支出が増大しているということで、この宿泊税、また駐車場利用税の検討をしたということがあります。もちろん検討委員会の中でも、税以外の部分についてもお話は出ましたし、これからの持続可能な観光としてですね、海外とかもそうですけども、例えばトイレを有料化にしていたり、観光地に入るときには、入場料が必要だったりといったことがだんだん増えてきておまして、日本でも、有名な観光地では、そのように有料化されるところも増えておりますので、美瑛町としましても、税以外の部分で、どのような形で観光客にの負担を頂けるかということは継続して検討していく必要があると考えております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 4番、興梠です。いや、これ、だから具体的にどういったこと、どういった意見がどういった検討をしてきたのかっていうのをちょっと出てきて、具体例を挙げて、例えばトイレ、トイレの使用料を取るとか、駐車場ほかのところの駐車場もとか、そういった具体的な検討というのはこの税、これしか私たちは選択肢がなかったもので、ほかにどういう検討があったのかっていうの、具体的に。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 補佐。

○商工観光交流課長補佐 具体的には、そのほか具体的な検討というところまでは行ってはおりません。その検討委員会の中でもまず、この宿泊税と駐車場利用税についての検討を進めてきたというところがございます。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） 選択肢はだからこれしかなかった。もうこれ一本釣りでやってるっていうところが、やっぱり疑問を感じるころなんですよ。これ予算が足りなくなるというんだったら、予算全体の話だから、例えばもう今回140億の予算なんかちょっと、はい。問題なんですよ、やっぱり。こんな予算が足りなくなるんだったら、スケートボードパークなんか要らないんですよ。7億もするどんなやつもちょっと見直してくれって言うんですよ。そういうところもあるから、だから、財源確保の町民税が必要というのが、もうちょっと明確な理由が、理屈づけがちょっと欲しいんです。どうしてこれが必要なのか、もう少し。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○商工観光交流課長 観光の部分でですね、いかに財源を確保するかと。今、興梠委員言われる

ように広い全体の予算の中という話だと思うんですけども、ちょっと私は財政係ではありませんので、全体の財政の話ってなるとそれは総務課のほうで話してもらわないと私分かりませんが、我々の観光費の中で考えると、今観光費が全体で2%ほど。全体の予算の中で2%ほどだと思いますけども、これをですね、いかに一般財源を減らしていくかという動きをですね、町としてどんなことやってきたんだということだと思いますけど、当然ながらですね、我々も観光庁、町長、いろいろな手を尽くしてですね、今回、昨年も観光ツアー、オーバーツーリズムのですね、モデル事業に選んで頂きまして、10か所ぐらいだったと思いますけども、その中でも、補助金8000万近い補助金を頂けるように動いてきました。こういったですね、我々としてできることを考えればですね、当然、交付金特別交付金なりですね、それから地方創生推進交付金なりというものとそれから補助金をいかに駆使してですね、今ある地域課題に対しての補助金をいかに取って財源確保するかといったところが我々行政としてできることでありまして、まずそれが一つありますし、我々、商工観光交流課指定管理で様々な施設を持っています。当然我々が物を売って役場が金もうけする、そういう考え方ではありませんけども、当然ながら物産公社、皆さん当然予算や、審査頂きましたから分かると思いますけども、物産公社の売上げを上げてですね、指定管理料を減らしていくといった動きもですね、これ、指定管理料当然一般財源の施設管理費でありますから、これを減らすことによって売上げがどんどん上がれば、第三セクター、物産公社がですね、単独で動くようになればですね、当然、役場からの一般財源の補助金というのを減らすことができるという動きもですね我々我々の課の中でやってまいりましたし、当然今観光協会についてもですね、収益事業をいかに上げることができるかと。そういったところを努力していかなければいけないというものもありますし、我々施設多く持っていますので、一般質問でいろいろ頂きましたけれども、様々な施設をですね、見直していくという動きも当然これ観光費の中をいかに縮減していくかということになってきますので、これしかないのかと言われると町民の皆さんにどれだけ負担をかけられる負担になってしまうものをつていうことではなくてですね、行政としてやれる範囲のものをですね、我々は手を尽くしてやっているつもりであります。ただ、やはりこれをどんなにやってもですね、やはり外から来る町外から来る来訪者というかですね、観光客を含めた来訪者の方々がいっぱい来ていただいて、町内の経済活性化につながると。本当すばらしいことだと思いますけれども、その反面やはりインフラがどんどん使われなければいけないと。当然トイレや水道や道路や電気はもうどんどんどんどん使っていくと。ただこれをですね、やはりどうかして負担頂くという方法を考えなくてはならないと。どんなに補助金取ってこようがですね、どんなに施設を節約してもですね、それはもうどうしようもないところまで来て、いかに観光客の皆さんに少しでも負担頂くかというところの話から、当然青い池が有料化され、青い池の有料化だけではなくて、今度はさらにもう一歩進んでというところでこの議論になってきたい

ことでありますから、委員言われるようにまだまだ足りない。もっと考えろと言われてればですね、当然我々としては考えなければなりませんけれども、今言うようにですね、行政でやる部分とそれから観光客の皆さんに負担頂ける部分というのは、ある程度両方考えていくといった考えです。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 4番、興柁委員。

○委員(興柁勝也議員) いや、別にこれ急いではないんです。だからじっくり考えてもらっていいですよ。いつまでも言わない。いつまでにやれって。道が、道が宿泊税導入するからそれに合わせる必要も特にはないんです。町がやることです。ちょっと今、倶知安方式っていうのも出てきてるんで、少し見直していったほう、少し宿泊税の取り方についても、事業者が負担にならないような見直し方っていうのもされてきてるんで、もう少し急がないで考えてもよろしいんでしょう。倶知安方式っていうのは本当に今、これは多分これから定番になってくるんじゃないかというような感じもするんですけども、こういうことの検討というのは。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○税務課長 今、倶知安方式っていうご質問だったんですけども、今のところですね、まだ北海道のほうも総務省から受け頂いていないという状況なので、美瑛町としましてはいま一度条例のほう、定額ということで、宿泊税につきましては出ささせていただいた中ですので、今のところはまず、議会の議決を待ちまして、その後他市町村の状況を踏まえながら、市町村によっては一度定額制でやってから、定率制という風な動きをしているところもございますので、ちょっと今の時点ではなかなか難しいかもしれませんが、うちの今、出してる新税2本についても、今回の見直しというところはもちろん額も含めて検討をしていくというようなことにもなっておりますので、その中で検討していくということになるかなと。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 興柁委員。

○委員(興柁勝也議員) 何度もすみません。間違ってるよなんて、倶知安方式、確か3%だったのか、パーセントでも道のやつも一緒に集めて、事業者からとるんじゃなくて、その分その分どんと町が払うような方式で、やるっていうことで、この間認められたはずですけども、私は道のほうで。これ、だからその徴収がされ、パーセンテージでやるとかそんなじゃなくて、事業者からきたやつを払うぐらい、払い方ですよ。増税と。当初、町の中、町の宿泊税を分けないで一緒に考えるっていうか、やり方が認められたはずですよ。徴収、パーセンテージの徴収っていう風な形で、もう1回。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○税務課長 はい。北海道がやるといったところは、そこは認められていると。ただそれが今、まだ国のほうで、同意がされていないといったことが、今の私、言ったことです。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） すいません何回も言って、あと最後、ちょっとこれ宿泊税のときに、原因者課税という言葉使われますけれども、これも、宿泊者が原因をつくっているっていう風な考え方でやっている。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○税務課長 宿泊税については宿泊者ということですが、今回、青い池の駐車場を利用する方、いわゆる多いのが、宿泊もするかもしれませんけれども、日帰りの方、多くは日帰りの方と思われますが、全体を通して美瑛町に来られる方、町民以外の方でこられて宿泊する方と、あとは駐車場を利用される方、そういうような意味合いで考えています。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） すいません。いや、言い方悪かったのかな。つまり駐車場を利用して駐車場料金を払っている人、宿泊者して宿泊して、宿泊料金を払っている人、こういう人たちが、観光の迷惑になる原因をつくってるっていう風な考え方になっても、原因者課税ってのはそういうことですよ。観光に関するコスト、余計なことを作っている。例えば原因、この人たちにもらいましょうということは、宿泊してる人たち駐車場料金払ってるという、この人達が迷惑をかけているっていう考え方でやってるんですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○税務課長 迷惑をかけているというちょっと言葉的には、私は個人的にもそうは思っておりませんが、原因者課税というのはそもそも、美瑛町外から美瑛に入られてきた方、それが日帰り観光なのか、宿泊なのか、そういう中で、たまたまそのそれぞれの目的で、今は税の徴収方法としては、宿泊する方、それから駐車場を利用する方、この目的にしかかけられませんので、そこにこられた方にご負担を頂くという考え方です。それを泊まる。それから、駐車場利用するということは日帰り、青い池に来られるわけですが、途中当然バスや乗用車に乗って、道路を走っておられるわけですよ。それが、もともと美瑛町民が、だけが使っている状況に対して、過重に使用される、そういうところで、本来、直す頻度が10年だったものが5年で直さなければいけない。道路でいうと例えばそういう考えですけども、そういうも

のに対してご負担を頂こうという、そういう考えです。

○委員長（八木幹男議員） 他にありませんか。

（「はい」の声）

白石委員。

○委員（白石久代議員） 再びすいません。宿泊事業者は、今までも何人か申し上げてると思うんですが、要はお客さんが宿に泊まって宿泊代を払います。その中には宿泊施設で使う水道代電気代が全て含まれてるはずですよ。なのに、別にまたそれらだけではないですか、もろもろの宿泊税を頂くということは、二重になるんじゃないかなという意見ありましたがそれはどうお答えになりましたでしょうか。すいません。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 係長。

○住民税係長 宿泊者は宿泊料金を払っているのだからそこを負担しているという風なご意見、確かにあの時あったかと思えます。今回の新税二つなんですが、基本的にはその考え方、ベストな考え方は入域税。要は町民美瑛町に来た人全員にとれば取りたいけど、それが無理だから、取るタイミングをどこでやろうかというところで、宿泊と駐車場利用の二つのタイミングで、ご負担を頂きましょうという風な考え方ですので、宿泊をして、条例のたてつけとしては、もちろん課税対象者は宿泊した人という風な表現で条例の立てつけとしてはなっていますが、考え方の大きなものとしては、来訪者の方に対して、税を負担頂くということになってますので、宿泊税が宿泊した行為による、何でしょう。負担。町への負担の部分の部分を代替してもらってるというわけではなく、入域税全体の流域。入域することによっての影響額の全体の課税するタイミングが宿泊のときで、宿泊税としてやっていただいているという風に、確かあのとき回答したと思ってるんですが、ちょっと説明がすいません。難しいっていうか、わかんなかったら。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 白石です。そのお答えで皆さん納得されましたでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○税務課長 ちょっと言葉足らずで説明不足だったんですが、今の道路水道とかインフラのことも言いましたけれども、広く言いますと例えば、外から来られた方は皆さんが全てではないんでしょうけども、例えばもしかすると病院に行くかもしれない。で、救急車を呼んで救急車が出動するかもしれない。そういうところにも当然税金というのは使われていますよね。よくあるのが、例えば救急車とかは事故が起こったりしても、そういうところで出動したり、もちろん待機もしなければいけない。もちろん町民のためにあるのがメインになってはいるんですけど

れども、夏なんかは、事故がかなり多発しているの、相当数そちらに時間をとられるという
ようなことも消防からも聞いております。ですので、そういうものを細かく積み上げたものを、
そういう費用は足りませんよね。追加でかかっている部分っていうのは、観光客なり、外から
入ってきている方たちが費用を増幅させていると、そういう理論のもとに、分かってきていま
す。で、そうは言っても入院する方全てにはかけられませんので、最初宿泊税の議論から始ま
ったんですけれども、宿泊する方だけというような議論の中で、それは多くが来場者、日帰り
客が多いという美瑛町の特性の中で、宿泊プラス日帰り、全体でどういう風に税制として考
えたら、たくさんの税金が入ってくるのか、皆さん納得するような広く広いところから税を頂
けるのかという議論の中で考えた今の税として頂けるというものが、宿泊税と駐車場、青い池
の駐車場利用税の組合せということで、結論にそれが結論として、条例を提案させていただ
ける内容にいたっています。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 答弁頂きました。まずその青い池の入場税と宿泊税で税収を得るとい
うことからスタートして、おいおい日帰り客から、徴収するということも検討されていくとい
う認識でよろしいですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○税務課長 今時点でこういうやり方とか、こういう方法というのは、そこはまだ議論を全くし
ていない状況ではあります。ただ、先に行ったその検討委員会の中でもいろいろあったんです
けれども、先ほど三上のほうからも言いました、その入域税という考え方、それが、やはり美瑛
に入ってくる方から税金を取れるという方法が、今考えられる税の中では、恐らく一番合理的、
納得感が多いだろうという考えがありました。ただ、何か所からも入って来られるそのゲート
をつくるにも、費用が相当数かかるというようなことで、その議論は検討会の中でもありまし
たけれども、やはり現実的に無理だろうというような結論になりまして、そこはなくなりました。
ただ今議員おっしゃるとおり、これから日帰りの中で、何かほかからもとれるんじゃない
かという議論は、もちろん考える余地はあるとは思いますがけれども、いろいろ今回アンケート
等をやった中で、例えば自転車に乗る人にもかけたらいいんじゃないかとか伝達され、ね。そ
れから、食事をする方にもかけられないかというようなことありましたけれども、なかなかその
前例もないというようなことで、今すぐできるというようなことにはならないだろうというよ
うなことで、私たちも、情報としては得ておりますけれども、それらが本当に現実的にできる
かどうか議論するのは、今の時勢がある程度形作られてからなのかなという風になります。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 白石です。えっと、もう1個だけ確認させてください。この議論の最初に宿泊税が法定外目的税だったのが、途中からいつだったか私ちょっと分からないんですが、普通税になったその理由と、この間、ちょっとお伺いしたんですが、メリットをお聞かせください。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○商工観光交流課長 法定外目的税から法定外普通税に、変わったんだということなんですけども、先ほどから経過ずっと言ってますけども、3月8日と4月4日の観光目的税の懇談会の段階ではですね、これ法定外目的税で話進んでたのは間違いありません。私説明しましたので。その後ですね、これを提言書を作っていただくために、委員会にこの懇談会の資料を全部まとめて渡すわけなんですけども、そのときにですね、総務省のほうから、観光の専門家を入れなさいというのとあわせて、租税論の専門家も入れなさいというのが総務省の指導でありまして、観光のほうについては、包括連携やってます北大の観光学の先生をお願いしまして、観光学の先生から租税論の先生を紹介頂いて租税の先生にも入っていただいたと。この最初ですね、4月、1回目が準備会の後なんで、何月でしたかね、5月、6月ですね。6月の第1回ですね、この委員会を開く前にですね、実はこの過去5年分の決算書を先生に送りまして、うちの財政状況の評価をしていただきました。その評価を基にして歳出の使途ですね、それから税収のパーセンテージと地方交付税の要するに、歳入ベースと全部計算してもらると、これは非常に大変ですよ美瑛町。ということになって、交付税が非常に少ない。税が非常に少なくて交付税に頼ってる状況と、それから観光費の割合が非常に高いというところ。これなぜかというところだんだん行き着いていって話の中で、やはりインフラに使ってる部分がかかり、観光客に使ってる部分が非常に大きいのではないかという話になりまして、この提言書の提言間違った。検討委員会の中で、これは法定外目的税ではなくて、普通税でいくべきという結論に至ったというところがその話であります。なので、私たちが法定外普通税にしましょうとかそういうことではなくて、美瑛町の決算書の中身を検討していただいて、いかに交付税と地方税がですね、町民のためではなく、町外者のために使われているかという状況の中で、それを補填するためには法定外普通税のほうが、よろしいのではないかというのが提言書の中身です。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 白石です。度々すいません。外から呼んできた先生だとか、あと、検討委員会のメンバーも、町から何らかの補助を受けてる組織の方もいらっしゃいますよね。観

光協会だとか、商工会。そういう方は検討委員会のメンバーであり、そして外から先生を呼んできて、その先生が言われたことを私から見るとほとんど100%信頼してらっしゃるように見えるんですけども、いや、その役場的にはそれをさらに検討すべきなのが役場のお仕事じゃないでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 今言われるのはですね、検討委員会のメンバー、そういう先生方がおられて、さらに補助金もらってる事業者の方は我々の私的な部分が委員会に一つもないんですけども、関連するですね、観光事業に関連する例えば商工会であったり、白金温泉組合であったり観光協会であったり、というところなんですけども、当然そこには宿部会の方も来られてますし、いろいろな方来られてると思うんですけども、別にその方たちを指名してきていただいたわけでは全然なくて、その組織の方を来ていただいたので、当然4回も委員会やってればですね、その結果をですね、当然その組織の中で議論されて、その組織の中の意見を吸い上げて、第1回目であればその1回目こうでした。いろいろ問題あると、その組織で吸い上げて第2回目にその人たちがその意見を持ってきて議論するっていうのはもう当然のことだと思いますので、我々その人たちと議論したというよりもその組織の皆さんと協議したと。その組織から来てる方、当然その下には会員。多くの会員がおられますから、そういう意見をですね、当然吸い上げて、その検討委員会の中で議論していただいたと思ってますので、広く事業者の方であったり、様々な立場の方は当然これ、農協の方も入っていただきましたので農業者の立場からも意見を頂いて、この財源がどのように使われていくべきなのかといったところの視点でも十分検討されましたので、当然そこに来てる方々だけじゃなくて、そこに関連する皆さんの意見はこの提言書に含まれているという風に私は考えてます。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほか質疑ありませんか。

(「はい」の声)

3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 3番、京屋です。ちょっと違う視点から、決まった条例の中で、負担金ですよ。皆さんがこれから払う。入ってきた場合、駐車場料金、値段入ってましたよね、もう既にね。その根拠は、どのように決められたんですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 係長。

○住民税係長 税額の設定ですが、もちろん最初のベースは提言書で頂いた数字というものがあります。もちろんそれを見た上で、では税務課が条例案として、数字を出す上で、再度、提言書検討してた、要は町の町に負担している、町が影響が、町に影響している、財源。そして負

担額というものを再度計算した上で、今回の200円ですとか、駐車場利用税のほうの単価のほうを設定しております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 駐車場料金なんですが、昔、昔言ったら変ですけど、何年か前に利用者さんにアンケートをとってますよね。そのときに、このくらい取られても大丈夫とか、たしかそういう答えがあったような気がするんですが、負担負担、確かに負担かかっているんで、私は条例はいいと思うんですが、負担するんだったらもっと負担していただくっていう美瑛町はこのくらい負担してもらって、そのくらい私は高くしてもいいと思うんですね、ここ。今ところニュースで、京都もかなり料金によって上げているようですけど、宿泊ではそんなに上げるとお客さんの問題もありますけども、駐車場料金については、私はもっと上げてもいいと思っています。周りの、私も皆さんにいろいろ聞いてるんですが、町民の方に、安過ぎるんじゃないんですか。もっととってもいいんじゃないですか。バスは30人、40人乗ってるわけですよ。あそこでトイレ、必ず行ってますよね。お土産はあまり韓国系の方は買わない。ね。そうすると収入は少ない。この辺ちょっと私、どうしても納得いかないんですよ。この料金については。どう思われますか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○税務課長 料金ですけども、もともと提言書の中で、1人300円ベースとなるのは300円ということで、駐車場がバイク、他の部分が300円、それから宿泊も300円ところから始まったんですが、アンケート、それから事業者さんからの聞き取り、いろいろ中で意見、もちろん、京屋議員と同じように安いんじゃないかという意見もございましたし、あまり高くし過ぎると、青い池の来場、それから宿泊施設への宿泊者の影響、そういうものがやはり初めて、美瑛町で導入するというようなこともありましたので、ここはちょっと余りこう提言書の内容もありましたが、内部で協議いたしまして、最後は町長のほうで、この金額ということで、今のところは200円をベースにということで進めさせていただいています。ただもちろん言われるように京都を挙げたように、これは見直しが今後、想定されますので、何年か経った後に、やはりもうちょっと上げて、影響なかったよねというようなことになれば、そこでまた協議していくのかなという風に、はい。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) お答え頂きました。やはり考えるべきだと思うんですね、見直しは。最初から高いと言いますが、駐車場料金はそんなに高くないんだと私は思ってるんですよ。

その辺しつこいですけども、今すぐということではありませんが、これは早めに見直して、宿泊代はなかなか難しいかなと思いますけど、駐車場料金については、しっかりと運営をしていくっていう方向でやって、ぜひやっていただきたいと思っています。終わります。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○税務課長 まだ、条例決まっておきませんので、今すぐやりますというのもちよっと言えませんが、改定していく、見直していくというのは間違いありませんので、その中で検討を進めていきたいと思っています。

○委員長(八木幹男議員) ほか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田でございます。そうですね、今説明頂いたようにですね、財源検討委員会で宿泊するお客様と、それから青い池の駐車場を利用されるお客様から税として、徴収するというので、ある程度結論見えたと思うんですけども、先ほどの入域税ですね。入域税という観点が一番合理的で、公平感があるんだよってというような、説明も受けてたんですけども、いろいろ美瑛町にはですね、駐車場もいっぱいありますし、公共のですね、観光施設っていうんでしょうかね、観光施設もいっぱいありますよね。そこら辺、今の青い池駐車場利用者としてしか宿泊者だとかって言った全体の中のごく僅かなので、全部から、そういった入場される方全部からですね、税というのかそれから税でもいいですし、協力金でもいいですからそういったような形でですね取ろうと。取ろうというか、頂こうと言ったそういう発想がですね、財源検討委員会の中でですね、出てこなかったのかどうなのか。また、それが理論的に無理なのかとか、税法上の無理なのかだとか、そういったところっていうのは話合いはされてたのでしょうか。よろしくをお願いします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 今検討委員会の中ではですね、当然税以外ですね、複数の駐車場の有料化についても検討しました。例えばセブンスターの木だとか、ケンメリだとか、駐車場、郊外にもいろいろあったり、駅の周辺にもあったりということで、検討しました。なかなかですねこれが、うちの郊外の場合、有料化したとしてですね、当然駐車禁止ではないので、路中の駐車場が増えるんじゃないとか、いろいろな駐車場に入らなくても、別に道路とめれば済むことだったり、そういった車を取り締まるということは、公安のまた道路規制の中との協議もありまして、なかなか進まないというのが現状です。それで今回こういう形で、セブンスターは駐車禁止やりましたけれども、こういうことを警察もですね、何年か積み重ねていって、何とか

公安を動かしたいというのが東警察署の考え方であります。それちょっと駐車場から離れちゃいましたけど、その辺がですね、公安の規制とセットになっていかないと、駐車場だけ先に有料化した。でも、路駐がどんどん増えていく。で、それでは全然ちょっとこう話としてはなかなか難しくなってしまうという部分と、それから今公共施設についてもですね、うちの町公共施設当然、町民の方は無料という形になってて、町外の方がスポーツセンターとプールはお金取ってたような。すいません、私ちょっと詳しくないんですけど、そういう形であってまして、ほかの例えば公共施設とれないのかという、いろいろな検討を今やっています。例えば、拓真館だとかもですね、ちょっと有料化するとかかですね、クリスマスツリーの木も駐車場作るんじゃないなくて、ある程度、入域させない状態をつくって、パークアンドライドをやる。そこでお金を取る例えばJRのですね、今JRで今美馬牛駅にトイレがなくてですね、非常に困ってるという状況も今、今回当初にちょっと間に合わなかったんですけども、今の改修をどうにかしてお金を取る方法はないかというのを今検討しておりまして、なかなか役所的なあれなんですけど、役所が料金を取るとなると公共施設にして条例を立てて、その条例をという話になっていってしまうので、もっと違う形で協力金とかですね、例えば環境保全協力金みたいな形で、例えば自動販売機を1本300円のジュースを置くとかですね、その差額をいろいろなものに使うとか、いろいろな案を町のほうでも考えてまして提言書です。そういう細かいことは出てなかったんですけども、提言書でも当然そういういろんなやるべきというのはもちろんありましたけども、今後ですね、今言われるように、町内の市街地部分の駐車場も、ちょっとパークアンドライドを進めていくってようやっていく中で、なかなかそこを有料化してとなると、パークアンドライドが進まなくてとかっていういろいろなちょっとバランスもあるので、その辺のバランスを考えながらですね、提言書の中ではそこまで踏み込んだ内容にはなりませんでしたが、我々観光課サイドとしては、今後もですね、税にこだわらず、いろいろなお金の取り方を創意工夫したいと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。今、説明よく分かりました。やっぱり公平感っていうところからいけば、100人来たら100人から頂くというのは絶対大事なことだと思うんですよね。ごく一部じゃなくて。だから、税法にしちゃったら、結構制約があったり、取り方の工夫があったり、いろいろ難しいところあると思いますけど今言われたようにですね、協力金なんか、どんなことあっても、確実ではないですけど、頂けるんだと思うんですよね。くれる人はくれるけど、くれない人はくれないみたいなのがありますけど、そういった頂き方っていうのはですね、また、もうちょっと、離れちゃうかもしれないですけど、幅広く検討していただいているということで、今後もですね、継続してそういったところを検討していただ

いて、美瑛町の景観を守るために、観光客も私たちも負担しなきゃいけないよねってそういう意識を醸成していただくというのは重要なことなのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 今、委員おっしゃられるようにですね、いろいろな方法を考えながらですね、なかなか今回税をやって非常にハードルが高いというか、大変だなという思いも、かなりありましたので、今度は協力金みたいな形でいろんな方にご協力を頂くというようなですね、ありがたい気持ちで取り組みたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ございませんか。

(「はい」の声)

12番、山本委員。

○委員(山本賢一議員) 12番、山本です。今ね、協力金だとかいろいろそういう話出たんですけども、先ほど説明の中で持続可能な観光の目的実現条例ですね、これが基になってるっていうのをして説明あったんですけども、私これ前から言ってんですけど、この条例の中に罰則規定ないんですよ。まずねこれ罰則規定設けて、しっかりとこれね、やはり罰則金を徴収するんですとか、そういうことをやっていけばですね、これ宿泊税ですが、これ、利用税ですね、これまたそれにつながったと思うんですけども、そういう考え方を持っていけないとなかなかこれね、最初の段階がこけてると思うんですけども、それについていかがでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 持続可能な観光目的地実現条例ということでこれ、説明何回かしましたけどもあくまでも、理念条例という形で、理念ですんで、我々の観光はどこに向かっているんだというこの理念でありまして、理念がありそれぞれの役割があり、この財源の確保の考え方のもとになっているということなんです。当然入域制限という部分も条例の中にはありますけども、ここにですね、罰則規定を設けるとなると、非常にハードルが一気にまた上がるということになりまして、当然罰則金を取るということになると、これまた裁判所との協議が始まりますので、今回我々がこの条例をつくるという段階ではですね、今回こういう理念条例になったわけですけども今、委員おっしゃるようになりますね、当然農地の侵入等々についてはですね、ごみのポイ捨てもそうかもしれませんけども、罰則規定を設けて厳しくやるということは非常にあると思いますけども、今後、そういう方向でも検討していくということになると思いますけど。令和5年の段階ではですね、まず理念条例をつくるといったところでありまして今後の検討事項という風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 12番、山本委員。

○委員(山本賢一議員) 12番、山本です。厳しいと、ハードルが高いということで、説明あったんですけども、実際問題ですね、私も実際観光客に迷惑をかけられたと言ったら言い方はちょっときついかもしれませんが、非常に大変な思いをしたという経験がございます。今クリスマスツリーのところの状況、あるいは私どものところも地域でも同じような状況になりました。やはりその中で対策としていろんなことを町のほうにも申し上げたんですけども、なかなかしてくれなかったっていう、してもらえなかったですね。結局木を切ることになったんですけども、そういうようなことがあるということになりますと、やっぱりこういうような、今先ほど、宿泊税導入、駐車場税ですか、そういうのはなってますけれども、やはりですね、もうちょっと近々ですね、財政財源の確保をですねやっていかないと、もっともっとこれ状況ひどくなっていくと。先ほどこのアンケート調査ですね、これ資料見ますと、町なかでも結構いろんなクレームと申しますか、苦情出てますよね。これらに対しての対策を早く打たないと、町民の方々は、かなりこれ、いろんな形でクレームですとかね。いろんなものがあると思うんですね。思いがだんだん募ってくるということになりますので、早め早めの対応が必要だと思えますので、どうかこれ何でこれ進めていく、もっと早くですね、スピーディーに行っていく必要がある。それについてはいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○商工観光交流課長 オーバーツーリズム対策の部分になりますけども、当然、財源が必要な部分と、財源なくてもできそうな、取り組める部分というのは当然あるんですけども、我々としてはこれまで観光協会を中心に、そういうオーバーツーリズム対策取り組んできまして、ある程度、観光協会がいろいろな警備入れたりするとですね、相当のお金お金もかかってしまうと。まあ我々としてはですね、ある程度、観光協会と観光のほうで役場でやってきたことにはですね、ある程度限界があるなというふうに感じてますので、今後はですね、町民の方、それから商工事業者の方、それから農協、農業者の方、皆さん一丸となってですね、いろいろなことを手助けしていただきながらやっていくと。当然宿泊事業者の方もですね、当然オーバーツーリズム対策に参加頂くと。当然、町のポイ捨てがひどいとなればですね、商工会挙げてみんなでごみ拾いするとか、そういったですね、町民皆さんと一緒にやっていけるような活動をですね、考えていきたいなど。当然美しい村のそういう景観保全の活動もありますし、役場も商工だけに、商工観光交流課だけではなくてですね、様々な課が一体となってやるべきだという風に考えてますので、今後農林課や、まちづくり推進課とですね、連携してやっていきたいという風に考えてます。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○委員（興梠勝也議員） すいません、一つだけ。いろいろあるんですけどさっき、根拠として、財政評価、さっき根拠となっているのが財政評価として、このままでは大変ですよと言われたから、税の税をとりますと。何か短絡的に取りやすいところから取るような形になってるようなんですけど、財政評価、このままでは大変ですよって言われたら、町として大変な問題ですよ。やっぱりさっきも予算の話で言いましたけれども、これ観光だけの問題じゃなくて、そういうことを町長さん海外出張行ってる場合じゃないし、議員だって、もう議員削減の話もしていかなきゃいけなくなるほどなるんです。だから予算全体で考えると。

○委員長（八木幹男議員） 興梠委員、ちょっと。

○委員（興梠勝也議員） だから、これ住民、住民初め人たちに負担を求めるんだったら、やっぱり行政、議会も少し何かこう痛みみたいなものを見せていかないと、これだけ私たちやって緊急財政やってますって。だからすいませんお金も負担してくださいっていう風なことも言っていかなきゃ。言っていくんだったらこれ多分事業者の方々も納得するんだろうけども、そんな風にやっぱり財政悪化している、それだけ財政悪化しているっていう話になるんでしょうか。ちょっと聞きます。

○商工観光交流課長 全体の財政の状況については私答える立場にありませんので、答えることできませんので、以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩宣言（午後2時51分）

（税務課・商工観光交流課説明員 退室）

再開宣言（午後2時51分）

○委員長（八木幹男議員） 委員会を再開いたします。

ここで、本日の委員会に関して、あるいは今後の進め方に関してご意見、ご提案がありましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、今後の審査日程について確認をしておきます。お手元の配付の資料4、資料4に、今後の審査の日程案を記載しております。

また、公聴会の進め方に関しては規定がありませんので、本委員会終了後、議会運営委員会

に資料3の要綱案を提示し、検討の上、案が承認されれば、4月18日の議員協議会に諮って確定させていきたいと思っております。このような進め方をしていきたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

異議はないようですので、このようなことで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉じます。お疲れさまでした。委員会を閉じるに当たりまして最後に委員長よりご挨拶を申し上げます。観光は産業として見ると、外部からの来訪者に地元経済で消費してもらうため、輸出産業に類似した経済効果があると言われ、一般的に言われております。地域経済にとって重要な産業でも、それを誰かが地元居住民に伝えていかなければならない。例えばですが、観光客のせいで混雑している。観光客が渋滞を巻き起こしている。観光客は金を落とさずにごみだけ落としている。地元住民が静かに過ごせない。などの観光客のマナー一面だけが強調された、オーバーツーリズム正論が形成されて増幅されています。これはあくまでも一般論であります。先ほど今回提案頂いたオーバーツーリズム対策アンケート、この町民用の集計結果からも、本店声を前今取上げたような兆候がかいま見られてきていると、このような状況ではないかなと思っております。美瑛町はまさにこの状況にあると認識しておかなければならない、このように考えております。このようなことを踏まえ、条例審査を実りあるものに仕上げたい。このように考えておりますので、今後とも活発なご議論を頂きまして、最後まとめていきたいと、このように考えておりますので今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時52分 閉会